

海洋基本計画

(素案)

内閣官房 総合海洋政策本部 事務局

目次

総論	1
第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針	6
1 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和	6
2 海洋の安全の確保.....	7
3 科学的知見の充実.....	8
4 海洋産業の健全な発展	10
5 海洋の総合的管理.....	11
6 海洋に関する国際的協調.....	12
第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策（骨子） ..	15
1 海洋資源の開発及び利用の推進	15
2 海洋環境の保全等.....	15
3 排他的経済水域等の開発等の推進.....	16
4 海上輸送の確保	16
5 海洋の安全の確保.....	17
6 海洋調査の推進	18
7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等	18
8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化	19
9 沿岸域の総合的管理	19
10 離島の保全等	20
11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進	20
12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成.....	21
第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項（骨子） ..	22

総論

(1) 海洋と我々の関わり

地球は、太陽系で海を持つ唯一の惑星であり、海洋と我々との関わりは多様である。水は、すべての生命の維持のために欠くことのできない物質であり、その大部分は地球表面の7割を占める海洋にたたえられている。そして、水は、海洋、氷河、河川・湖沼、地下、大気中等に様々な形で存在し、生態系の中を循環している。また、水は極めて比熱の大きい物質であり、海洋に存在する膨大な量の水が、気温の急激な変化を緩和し、地球上の大部分をおおむね生物の生息可能な範囲内の温度に保っている。さらに、海洋は、世界各地の気候・気象の動態にも深く関与しているとともに、農業を始めとする産業の発達や様々な文化の形成等にも大きな影響を与えていている。このように、海洋は、地球上の多様な生物の生活を支えるものとしてかけがえのないものである。

また、我が国は、ユーラシア大陸の東、太平洋の西に位置し、広く海上に展開する多くの島によって成り立っている。我々は、陸上において海洋の恩恵を受けるだけでなく、その歴史を通じて、物資輸送の場として、あるいは食料生産・確保の場として積極的に海洋を利用してきた。古くは、大陸との交流から始まり、現代では、世界の隅々の地域との貿易活動を通して、我が国は経済的に発展してきた。しかしながら、我々にとって、海洋は、基本的には「活動の場」ではあっても「生活の場」ではない。また、その活動自体にも大きな制約と危険が伴うことから、海洋の利活用を活発化させるには、十分な期待利益の存在、制約を克服し危険を軽減するための技術的・経済的基盤等が不可欠であった。このため、歴史的にみても、長い間、海洋は物資輸送と食料生産・確保の目的で利用されることが中心であり、これらの活動を広く世界の海洋全域にわたり展開した国家も少数にとどまっていた。海洋は、我々の生活の場である陸上に対しても、時として重大な脅威となる。台風等による高潮、地震による津波等により世界各地で何度も多大な被害が生じているが、沿海部に生活の基盤を有する住民にとって、海岸堤防の建設等によりこうした海洋の脅威から生命・財産を守ることは、極めて重要な課題である。我が国は、このような困難に対処しつつ発展してきた数少ない国の一いつであった。

一方、海洋はその広大さとアクセスの困難さのために、我々にとって未知のフロンティアであり、その世界を探求し解明したいという知的欲求から、これまででも海洋に関する様々な調査・研究が行われてきた。それらの成果は、我々の知的資産の拡大に貢献してきた。海底の地形を知り構造を解明することは、地球の歴史を知り、その組成を知ることでもある。海底には未利用の資源が存在しており、その開発や利用には多くの研究が必要である。海洋の気候への影響は地球的なものであり、海底に存在する生物の存在も今後の解明が待たれている。このように、海洋には今後の人類の発展に深く関わる多くの課題がある。

このような海洋における諸活動の基盤となる国際的な取決めは、20世紀に入り、大きな変革を見た。海洋の探査・利用に関する技術が急速に進展し、海洋先進国による資源獲得競争が激化してきた。さらには、1960年代以降、多くの国々の相次ぐ独立に伴い、国際社会の基盤が変化する中で、これら新興諸国の多くが「狭い領海」と「広い公海」を前提とする従来の海洋管理、海洋利用に関する国際慣習を全面的に見直すよう求めた。このようなことから、国連による3次に亘る海洋法会議を経て、「海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）」が1982年に採択され、1994年に発効した。これにより、海洋においては、領海と公海という単純な領域区分だけでなく、排他的経済水域や大陸棚等その機能や利用目的に応じて海域が区分されるとともに、同一の海域でも重層的な管理制度が導入されることとなった。その結果、全体としては、公海部分が縮小し、公海における自由な活動も制約される一方で、沿岸国の権限が拡大するなど新たな国際海洋秩序の枠組みが構築された。この枠組みに基づき、あるいは枠組を補完するために、現在、様々な分野での海洋に関する国際規範が形成されつつある。

加えて、近年では、人口増加、経済社会活動の拡大等による負荷の増大に伴い、地球温暖化、異常気象と自然災害の多発、オゾン層の破壊、生物多様性の減少等地球規模での環境問題が深刻化している。こうした问题是、我々の生存基盤を脅かす極めて深刻な問題であることから、1992年の国連環境開発会議において、環境と開発を不可分のものとして統合する「持続可能な開発」を原則とする「環境と開発に関するリオ宣言」及び持続可能な開発を実現するための行動計画である「アジェンダ21」が採択された。そしてそれ以降、地球環境問題に対する国際的な取組が活発化している。これまで海洋は、その巨大な容量と浄化機能により、人間の諸活動による環境負荷を希釈・分解し、良好な環境を維持してきたが、温暖化に伴う海面上昇、広域化する海洋汚染、海洋生態系の攪乱等海洋においても環境問題は顕在化しつつある。また、海洋が地球全体の環境の形成・維持に果たしている役割の重要性を踏まえ、海洋における環境問題のみならず、地球環境問題全般について、海洋との関わりを重視しなければならない状況となっている。

我々は、海洋との多様な関わりを通じて得たその意義を認識した上、近年顕在化してきているこのような課題を直視し、勇気を持って対処していくなければならない。我々は、海とともに発展してきた民族であり、海とともにある人類を、将来にわたって安寧なものとするよう先導的な役割を果たしていくことを希求する。海洋基本法に基づき、新たな海洋立国を目指すのである。

（2）我が国の海洋政策推進体制

四方を海に囲まれた我が国において海は身近な存在である。このため、古くから、各地の産業や文化の形成・発展に必要な物流の多くを海上輸送に依存しており、また「海の幸」である水産物が我が国の特色ある食生活の主要な構成要素となっている。こ

これらを支えてきた海運業や水産業は現在でも我が国的主要な海洋産業であるが、一方、行政面では、これらの産業に対する諸施策は、物流政策、食料政策等の一環としてそれぞれ実施されてきた。このことは、海運業や水産業のみならず、科学調査、観光・レジャー、鉱物資源開発、干拓・埋立て等様々な海洋利用においても同様である。換言すれば、利用者側の立場で海洋という「場」をどう利用するかという視点での政策は存在したが、海洋という「場」を管理する立場でその利用のあり方をいかにするべきかという視点での政策は無かったということである。こうした体制は利用者側に対する行政としての整合性、一貫性は確保できるものの、経済活動が活発化する中で様々な海洋利用活動が輻輳してきたこと、陸上における諸活動が海洋に与える影響も無視できなくなってきたこと、様々な海底鉱物・エネルギー資源、海洋微生物資源等今後の利活用や産業化の可能性を秘めている資源の存在が明らかになってきたこと等の現状を踏まえれば、海洋という「場」の可能性や容量等を考慮し、「場」を管理する立場で政策を立案し、決定するシステムの構築が、海洋の持続可能かつ合理的な利活用を図るために不可欠である。

一方国際社会においても、海洋の管理と利用を巡る動きは活発である。我が国は国連海洋法条約を平成8年に批准したが、同条約はあくまでも新たな国際海洋秩序の枠組みを示したものであり、その枠組みに基づく、あるいは枠組みを補完するための様々な分野での規範形成に向けた取組は現在もなお進行中である。また、開発と環境に関する国際動向の中でも、海洋の管理と利用のあり方が問われている。我が国としては、これらの動きに対し、海洋を管理する立場からの明確な姿勢を持って対応していく必要がある。

このような状況を踏まえ、平成19年7月20日、海洋基本法が施行され、同法に基づき海洋に関する基本姿勢が明確化されるとともに、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するための体制として、内閣に総合海洋政策本部が設置された。

今後、新たな海洋立国の実現に向け、総合海洋政策本部を中心となり、産・学・官それぞれの分野の海洋関係者が相互に連携協力し、海洋政策を推進していくこととなるが、この海洋基本計画はそのための指針となるべきものである。

(3) 本計画における政策目標及び計画期間

海洋基本法は、「我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献すること」を目的としている。

これらの目的を達成するためには、まず、我が国が管轄権を行使できる海域において、海洋環境の保全と調和を図りつつその円滑かつ持続的な利活用を促進すること、換言すれば、我が国の海域において、「環境と開発に関するリオ宣言」に謳われている「持続可能な開発」の実現を目指すことが重要である。さらには、得られた果実を極力国民に還元するよう努めることも合わせて重要である。

次に、我が国の産業や国民生活を支えている貿易活動が安定的に維持されることが

重要である。このためには、全世界的に海洋の平和と安全が確保される必要があり、我が国はその実現に向け積極的かつ先導的に取り組む必要がある。

最後に、全海洋における持続可能な開発の実現、海洋資源の利用等に関する国際秩序の構築等の全人類的諸課題に対し、先進国として貢献することが重要である。排他的経済水域、大陸棚、深海底等国連海洋法条約における海洋資源に関する諸規定は、先進海洋国を始めとする各国による秩序ある開発を促すとともに、途上国がそれらの資源を活用して自国の経済的自立や格差是正の一助とするための機会を提供している。このことを踏まえ、広大な排他的経済水域等を有することとなった我が国としては、自国の利益を追求するだけでなく、途上国における持続可能な開発の実現に向けた取組への積極的協力、海洋資源の衡平かつ効果的な利用を目指した国際的取組への積極的参画と先導的貢献等に努めるべきである。

これらの取組を通じて初めて、我が国が新たな海洋立国の実現に向けて邁進していくと言えるのであり、長期的には、これらの達成を目指すべきである。ただ、現時点では、我が国は、今までに新たな海洋立国の実現に向け第一歩を踏み出そうとしている段階であり、そのために必要な、産・学・官それぞれの分野での海洋の視点からの態勢の構築、海洋に関する諸制度の点検・整備、海洋施策を推進するための基礎となる各種情報の収集・整備・管理体制の構築等の条件整備が急務である。このことを考慮すれば、本計画においてあまり遠い将来までを対象とすることは現実的でない。したがって、本計画については、海洋基本法に基づく計画の見直しが予定される5年後を見通して定めるものとする。

また、海洋基本法においては、海洋政策の推進において、「海洋を知る」「海洋を利用する」「海洋を守る」の3つの分野のバランスが重要であるとの認識の下、

- ① 海洋の開発利用と海洋環境の保全との調和、
- ② 海洋の安全の確保、
- ③ 海洋に関する科学的知見の充実、
- ④ 海洋産業の健全な発展、
- ⑤ 海洋の総合的管理、
- ⑥ 海洋に関する国際的協調、

という6つの基本理念が定められている。

これらは、海洋に関わる者があまねく将来にわたり共有できる普遍性の高い概念であるが、一方で、5年後を見通した本計画が目指すべきより具体的な政策目標が必要である。このことを踏まえ、以下の3目標を設定する。

目標1 海洋における全人類的課題への先導的挑戦

地球温暖化やそれに伴う世界各地での異常気象の発生等は、人類全体にとって喫緊に対処すべき課題であるが、地球環境に対する海洋の役割の大きさを考慮すれば、問題解決に対し海洋関係分野の果たす役割は大きい。また、海洋、特に深海、深海底等

は依然として人類にとってのフロンティアであり、今後も新たな発見が期待できる領域である。

海洋調査については、規模や技術面での制約から、相当の科学技術力、経済力を有する国でない限り体系的、計画的に実施することは困難である。このため、我が国がこれらの分野で先導的取組を行い、地球規模での環境問題の解決や人類の英知の創造に対し積極的に貢献することが極めて重要である。

目標2 豊かな海洋資源や海洋空間の持続可能な利用に向けた礎づくり

世界第6位の広さと言われる我が国の領海及び排他的經濟水域並びにその外縁部から更なる延長の可能性がある大陸棚には、多様で豊富な生物資源が生息するとともに、今後の利用が期待できる様々なエネルギー・鉱物資源が存在している。

我が国が管轄権を有するこれらの資源の持続可能な利用に向け、利用に際しての安全確保体制の構築、諸情報の収集・整備・管理体制の構築、海面利用・海洋管理のあり方の検討、資源利用を担う産業の計画的育成、利用に際し必要となる海洋環境保全対策等を早急に行う必要がある。

目標3 安全・安心な国民生活の実現に向けた海洋分野での貢献

我が国は、国民生活、経済活動等に不可欠なエネルギー資源、食料等の多くを海上輸送に依存しており、また、人口、資産、社会資本が沿岸に多く集積している。一方で、我が国にとり重要な広大な海上航路には海賊・武装強盗を始めとする深刻な治安問題が存在するとともに、周辺海域と沿岸部においては、密輸・密航、不審船等の侵入といった問題に加え、台風の頻発、地震に伴う津波の発生といった自然災害の脅威が存在している。

これらの状況から、国民生活や経済活動を維持・発展させ、国民の生命・身体・財産を守るために、海上航行の自由と安全を確保するための体制整備・強化、複雑化・多様化する運航形態に応じた管理体制等の整備、海洋由来の自然の脅威に対する防災等の対応強化等の取組が急務である。

これらの政策目標を達成するため、第1部において、基本法に定める6項目の基本理念に沿って、施策展開の基本的な方針を、第2部において、基本法に定める12項目の基本的施策について、集中的に実施すべき施策、関係機関の緊密な連携の下で実施すべき施策等総合的・計画的推進が必要な海洋施策を、第3部において、海洋施策推進のために必要なその他の事項を定める。

第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針

1 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

我が国においては、長年にわたり、貴重なタンパク源である水産資源を海洋から獲得してきたとともに、物資輸送の場として、海から多大な恩恵を受けてきた。その一方で、海洋には未解明な部分が多く、また、探索・利用可能な範囲が沿岸に限られていたこともあり、海洋の活用は、主として水産と海運に限られてきた。

しかしながら、これまでの調査により、周辺海域には、メタンハイドレート等のエネルギー資源、海底熱水鉱床やコバルト・リッチ・クラスト等の鉱物資源、波力や潮力等の自然エネルギー、海洋微生物等様々な未開発資源が存在することが明らかになりつつある。

今後、世界人口の増加、各国の経済発展に伴い、全世界的な食料資源及びエネルギー・鉱物資源への需要の増大が生じると予想されている。しかしながら現状においては、水産資源の状況は全般的に悪化しており、その回復が急務となっている。また、海底のエネルギー・鉱物資源については、周辺海域における賦存状況や賦存量が明らかになっていない、採掘技術が未確立である等の課題が存在している。

このような海洋資源の積極的な開発・利用を行うためには、再生産可能な資源については持続可能な利用が実現されるよう努めるとともに、海洋環境の保全にも十分配慮した上で、必要な技術の開発、合理的な計画づくりと所要の体制整備等に努める必要がある。

我が国周辺海域は世界の三大漁場のひとつと言われ、極めて高い生産力を持つ海域であるが、現在、資源評価を実施している水産資源のうち約半数が低位水準にとどまっている。水産資源は再生産可能であるため、TAC（漁獲可能量）制度・TAE（漁獲努力可能量）制度に基づく管理、資源回復計画等の一層の推進に加え、魚礁の設置等による漁場生産力の向上、周辺国・地域との連携・協力の強化等を図り、低位水準にとどまる資源を回復させる必要がある。さらに、これらの水産資源の回復措置に加え、海鳥、海亀等の混獲防止に努めることも海洋生態系の保全のために重要である。

また、周辺海域には一定程度の石油・天然ガス資源が賦存すると見込まれているが、これまでの探鉱・開発は主として水深200m以浅の海域の一部にとどまり、未探鉱の海域が広範に残されている。石油・天然ガス開発は探鉱・開発リスクが高いことから、海洋環境への影響にも配慮しながら、国による基礎物理探査や試錐等の基礎調査を引き続き計画的に推進していく必要がある。一方で、我が国企業は大水深域での石油・天然ガス開発の経験が乏しく、産油国での大水深域の鉱区開放に参入できない事態も発生しつつあることから、基礎調査の実施に当たっては、特に大水深域での我が国企業の経験の蓄積も考慮に入れる必要がある。

このほか周辺海域には、非在来型の天然ガス資源であるメタンハイドレートや海底

熱水鉱床、コバルト・リッチ・クラスト等の金属鉱物資源の存在が明らかになっている。資源のほとんどを海外に依存する我が国にとって、資源の安定供給上貴重な国内資源と期待されている。これらはいずれも、基礎的な技術開発段階であるが、資源採取に当たり、海底地形や海底の生物の生息環境に重大な影響を与える可能性もあることから、環境に与える影響を事前に評価し影響をできる限り軽減する技術開発も含む、将来の商業化に向けた技術開発プログラムを策定するとともに、その達成に向けた国、研究機関、民間企業等の連携体制を構築し、着実な進展を図る必要がある。

また、世界的な経済発展に伴い海上輸送量が増大しているが、我が国に係わる海上輸送量も着実に増加し、全世界の海上輸送量の約7分の1(平成18年)を占めている。船舶の運航は周辺海域にとどまらず広く全世界に及ぶ活動であることから、船舶に起因する海洋汚染を防止し、海洋環境への負荷を低減させることが一層重要性を増している。このため、海洋生態系に深刻な影響を与える油や有害物質の流出防止及び事故発生時の適切な対応、船舶に起因する大気汚染の防止等について、国際的な取組を着実に進める必要がある。さらに、船舶のバラスト水を介した水生生物の移動による生態系への影響への対応等の新たな課題に対して国際社会の中で先導的な役割を果たせるよう、我が国は技術開発も含め、積極的に取り組む必要がある。

2 海洋の安全の確保

我が国は、国土の周辺に管轄権の及ぶ広大な海域を有し、経済の発展及び生活の安定に必要なエネルギー資源、食料等を含む物資輸送の多くを海上輸送に依存しており、また、人口、資産、社会資本等が沿岸部に集積している。このような地理的、経済・社会的特徴等から、海洋における治安の維持、航行安全の確保及び自然災害の防止は、国民生活全体にとって重要な課題である。

周辺海域における治安維持については、密輸・密入国、工作船等犯罪に関わりうる船舶の侵入事案の発生が、我が国治安上の大きな懸念になっていることから、このような船舶の侵入・航行を、より効果的に監視し、取り締まるための制度上の整備を図っていくことが必要である。また、密輸・密航、テロ、密漁等に対する効果的かつ機動性のある監視・取締りを実施するため、国内関係機関間の一層の連携強化、巡視船や航空機等の能力向上、人員の確保等により体制を強化する必要がある。

エネルギー資源等の多くを海上輸送によって輸入している我が国にとって、マラッカ・シンガポール海峡を始めとする海域における海上交通の安全確保や放射性物質輸送の安全確保は、我が国の経済安全保障を確保するためにも極めて重要である。特に、海上交通の要衝であるマラッカ・シンガポール海峡を含む海域については、航行援助施設の維持・管理に加えて、アジア海賊対策地域協力協定の下での協力、関係国に対する対応能力支援、海洋におけるテロ対策等について、国際的な連携・協力の促進に積極的に取り組む必要がある。さらに、我が国の国益のためのみならず、海賊行為の

抑止という国際社会の要請に応えるとの観点から、公海上で我が国自ら海賊行為を抑止し取り締まるための体制の整備を検討していく必要がある。

周辺海域においては、航行の安全等に係るこれまでの努力にもかかわらず、毎年多くの海難事故、死亡者等が発生しており、航行の安全確保と海難救助の対応強化は依然重要な課題である。このため、大型化、高速化する船舶に対する社会的要請の変化や海難事故原因等を踏まえた安全基準の整備とその確実な実施が不可欠である。また、大型化、高速化、外国籍船の増加、プレジャーボートの増加等を背景として複雑化・多様化する船舶の運航形態に応じた安全管理体制を構築し、適切な事故防止のための指導監督等が確実に実施されるよう努める必要がある。一方、航路の保全や安全な航行を支援するための施設の整備、船舶自動識別装置等の新技術を活用した海上交通環境の改善等の施策も着実に進めていく必要がある。さらに、海難事故等に関する発生原因やメカニズムの究明、データの整備、海難事故の分析等による安全基準や運航管理体制の改善等を図るとともに、将来の船舶交通安全政策を構築することが必要である。

海難事故が発生した際の海難救助については、巡視船等による現場での対応能力を強化することが基本的に重要である。加えて、海難事故発生の早期把握や救助現場特定能力の向上、海難事故現場への迅速な移動、多様な救助活動に対応しうる救助技術・能力の向上とともに、遭難者の捜索・救助活動についての近隣国との協力を推進する必要がある。

また、我が国は、地震、台風等の災害が発生しやすい厳しい自然条件に加えて、長い海岸線を持ち、人口・資産等が沿岸部に集積していることから、津波、高潮、波浪等の海洋に由来する自然災害や海岸侵食に対して脆弱である。さらに近年においては、海底下のプレート境界や活断層を震源とする大規模地震の発生、地球温暖化に伴う海面上昇及び台風の大型化によるゼロメートル地帯を中心とした高潮被害の増大等の可能性が指摘されている。これら海洋由来の自然災害から国民の生命、身体及び財産、並びに国土を守るために、地震・津波等の予測能力の向上や海岸保全施設の整備等の災害防止策、津波予報等の迅速な提供や住民の避難支援等の被害拡大防止策、臨海部の防災拠点機能強化や被災地への人員派遣体制の強化、被災施設の修復等の災害復旧策のそれぞれを着実に推進することが必要である。また、地球温暖化に伴う海面上昇等の可能性も踏まえた海岸保全施設整備のあり方についての検討を推進する必要がある。

3 科学的知見の充実

海洋は、依然として人類にとって未解明の領域が多く、地球環境問題等の全地球規模での問題や、巨大海溝型地震への対応、エネルギー資源の安定確保の問題等、海洋調査と海洋科学技術が大きな役割を果たさなければならない状況に直面している。ま

た、安全・安心社会に関わる海洋・地球関連技術、深海底観測調査技術は、欧米と比較しても研究水準は高く、波及効果が大きいとされている。これらを踏まえ、我が国の海洋に係る科学技術力を駆使し、様々な課題に対して人類の英知を創出し世界に貢献し、豊かな海洋資源や海洋空間の持続的利活用を行い、安全・安心な国民生活の実現を図る観点から、海洋に関する科学的知見の充実を図ることが重要である。

このため、新たな原理・現象の発見や解明を目指す大学等における基礎的基盤的な科学的知見を充実するとともに、全人類的課題等の政策的課題の解決に貢献していくことが必要不可欠である。すでに、基礎研究の充実はもとより、海底の地震発生帯や海底資源探査を可能とする我が国独自の海底探査技術等による海洋地球観測探査システムが国家基幹技術として位置付けられるなど戦略的重点的に推進すべき技術課題が精選されているが、これらの取組を着実に推進し、成果を上げていくことが必要である。

また、海洋調査に関しては、水産資源調査、海底資源調査、地球温暖化対策、海洋の生物多様性の保全、海底地殻構造調査等各種の行政分野に応じて、調査目的に応じた調査方法により実施されている。各機関による調査目的に照らしデータ不足の海域の調査を中心に海洋調査を充実するとともに、より効果的・効率的な海洋調査の実施の観点から、各調査実施機関の連携・協力により、データの共有化等を更に促進することが重要である。国際的にも先導的な立場で海洋調査を推進するためには、最先端の性能を有する船舶、設備等が必要であるが、現有する船舶、設備等の中には老朽化や最近の燃料費の高騰の影響により、調査活動が制約されている面もあり、このため、調査計画等の情報の共有化、運用の効率化を推進するとともに、施設、設備等の整備や運用につき計画的かつ燃料費等の情勢に柔軟に対応していくことが必要である。また、総合的な海洋政策の推進に当たり、海洋情報の収集・整備が急がれる課題に対応して、政府関係諸機関が連携・協力し一体となって海洋調査を行うための、調査海域、調査項目等の調整を効果的に行う体制を整備する必要がある。

さらに、海洋調査等により得られた様々な海洋に関連する情報については、現在政府関係諸機関の目的に応じ個別に管理・提供が行われている状況にあるが、産業界、学界等から利便性を高める要請が強い状況や、情報の管理方法等について必ずしも統一が図られていないという問題がある。このため、政府関係諸機関に分散している海洋関係諸情報について、海洋産業の発展、基礎研究の促進、海洋調査の効率化等に資するため、一元的な収集・管理・提供を行う体制を整備する必要がある。

一方、将来にわたり我が国の海洋科学技術の水準を高め発展させていくためには、優秀な研究者や技術者が確保されることが必要不可欠である。しかしながら、フロンティア分野に関しては、将来を支える若手人材が不足しており後継者の育成が大きな課題となっている。このため、最先端の研究を切り拓き国際的にもリーダーシップを発揮できる人材を始め若手人材の育成確保が必要である。

加えて、海洋という未知なる領域への挑戦は、人類の知的欲求から発するものとして大いにこれを振興することが重要であるとともに、次世代を担う青少年を始めとす

る国民全体の海洋に関する理解、関心の増進につながるものであることから、次の世代を支える青少年が、海洋の夢と未知なるものへの挑戦心を培うことができるような普及啓発活動の充実が必要である。

科学技術は日進月歩であり、絶えず新しい発想で新しい研究を行っていく姿勢を重視していくことが、海洋科学技術分野の将来の発展のためにも不可欠である。海洋基本法を契機に、経済団体や学界等から関係府省の所掌を超えた様々な研究開発制度、研究開発プロジェクト等に係る各種構想が提案されている状況にあるが、新しい発想で各界においてこのような構想が検討され提案され、可能なものから逐次実現していくことは、海洋に関する研究開発の将来につながるものであり、また、研究コミュニティの活性化の観点からも重要である。これまで、海洋に関するこうした開発構想は、概して、関連分野が多岐にわたること、初期投資が大きいこと等から容易に実現に結び付かないという側面もあったことから、関係府省連携の下、これらの新しい構想に係る提案等に関し実現可能性や波及効果等を明確化する必要がある。

4 海洋産業の健全な発展

我が国は、貿易量のほぼ全量、国内輸送量の約4割（セメント、鋼材等の産業基礎物資については8割以上）を海上輸送に依存している。また、水産物は、国民への動物性たんぱく質供給の4割を占め、栄養バランスの優れた「日本型食生活」の実現を図る上で、極めて重要な食料である。これらを支える海運業、水産業等の海洋に関する産業は、我が国の経済社会の健全な発展や国民生活の安定向上の基盤であり、その健全な発展は、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和や、海洋の安全の確保等を図っていくためにも不可欠である。

海洋産業については、海洋基本法において「海洋の開発、利用、保全等を担う産業」と定義付けがなされている。これまでも、海洋関連産業の市場規模等についての試算事例はあったが、動向に係る公式の調査は行われていない。今後の海洋産業の振興のための様々な取組を適切に行っていくためにも、海洋基本法の定義に基づく海洋産業について、その現状を正確に分析し把握することは重要であることから、海洋産業に係る基本的な情報の調査・収集・整備を行っていく必要がある。

主要な海洋産業である海運業及び水産業の状況をみると、海運業においては、我が国の企業が運航する外航航路に従事する船舶の総数は維持されているものの、昭和47年において1,580隻あった日本籍船が平成18年において95隻、また、外航日本人船員についても昭和49年の約5万7千人から平成18年において約2,600人へと極端な減少等が続いており、一方水産業においては、特に漁船漁業における許可隻数の減少及び船齢の高齢化が深刻な問題となっている。このため、今後とも海洋の開発・利用の中核となるべきこれらの産業の競争条件整備や体质改善等を早急に図る必要がある。また、造船業、舶用工業等についても、安定して良質な製品を市場に供給し続けてい

くことができるよう、国際競争力の強化や経営基盤の強化等を図っていくことが重要である。

さらに、我が国の豊富な海洋資源や多様で広大な海洋空間を活かした新たな海洋産業の創出にも積極的に取り組むことが重要である。このため、様々な産業における海洋利用を促進するための技術開発の更なる推進に加え、海洋関連技術や海洋情報の活用の利便性向上を図り、産学官連携によるイノベーションシステムを構築し、これらの関係者による明確な目標の設定、調査・研究・開発から実用に至る合理的な計画づくり等を促進する必要がある。また、地域の活性化の視点から、海洋レジャーの推進等海洋資源を活かした地域産業の活性化に取り組んでいくことが必要である。さらに、深海底微生物資源等将来の発展が期待される資源については、国際動向を注視しつつ、所要の対応体制等を整備していく必要がある。

将来にわたり海洋産業が健全な発展を図っていくためには、人材の育成及び確保を図っていくことが重要である。このため、海洋産業の就業の場としての魅力の向上に努める他、次代の海洋産業を担う人材育成のため海洋産業に関する高校・大学等を通じた実践的な専門教育の充実等を図る必要がある。

5 海洋の総合的管理

海洋は、陸域を含む地球上の生物の命を支え、多種多様な生物が生息・生育する場であるとともに、水産資源やエネルギー・鉱物資源の開発・利用、海上交通、レクリエーション活動等様々な人間活動が行われる場でもあり、さらには、美しい砂浜や荒々しい独特の自然景観を有するなど、多様な機能を有している。また、一定の行為や変化が他の行為や事象に影響を与えるなど、海洋に係わる様々な事象が相互に密接に関連している。このため、海洋が広大であるとはいえた限界のある空間である以上、個別の利用者が自らの利害に応じた行動をとるのみでは、全体として最適な状態を達成できるとは限らない。加えて、我が国の排他的経済水域等は、7つの国・地域と接し、主張が重複する海域が存在するほか、海洋は地球を覆う一体の連続した存在であることから、その管理を行う際には国際的な視野も欠かすことができない。海洋の管理に当たっては、これらを総合的に検討する視点が不可欠であるとともに、国連海洋法条約を始めとする海洋に関する国際ルールに基づく適切な権利の行使、義務の履行及び国際協調に留意する必要がある。

このような観点から、国際社会においては、海洋及び海洋資源について、平和的で、
平衡かつ持続可能な開発・利用の実現に努めるべきである。このため、関係国間の連携の確保、海洋秩序の形成や海洋環境保全に関する枠組みづくり等へ積極的に貢献するとともに、排他的経済水域等について我が国と相対国との主張が重複している海域については、国際ルールに則した平和的な解決を引き続き追求していく必要がある。

一方、我が国が管轄権を有する海域においては、当該海域を管理する立場として、

①海域を持続可能な利用が図られるよう適切な状態に保つこと、②海域の開発・利用の可能性を明らかにするとともにその促進を図ること、③輻輳する海域利用における利用秩序を維持すること、に努めるべきである。このため、汚濁負荷の低減等による海洋環境の保全、海洋資源の計画的な開発・利用、海洋に関連する諸情報についての一元的な収集・管理・提供、海域の監視・指導・取締り等に積極的に取り組む必要がある。また、海域の利用実態は、複数の利用者が同一の海洋空間を立体的、時間的に住み分けながら利用しあうことが一般的である。これら利用者相互の調整は、法令によるほか、当事者間の話し合いにより行われている。管理に当たっては、こうした実態を十分踏まえるとともに、必要に応じ、関係者の円滑な調整のための環境整備を行うことが必要である。

また、海域の管理に際しては、海域ごとに、その社会的・経済的意義、海域利用の現状、海洋環境保全上の重要性等を踏まえる必要がある。特に、沿岸海域は、多種多様な海洋生物が生息し、また重要な水産資源の生育場ともなっている一方で、既に相当程度海洋空間や海洋資源の利用が進んでおり、環境汚染や生態系破壊が懸念される状況にある。加えて、沿岸海域は、陸域と接しており、陸域との関連を踏まえた施策展開が必要であるとともに、地域ごとに、多様な海域特性に対応した特色ある海域利用が行われていることにも留意する必要がある。これらを踏まえ、沿岸海域の管理については、陸域からの汚濁負荷の低減、発生源対策を含めた漂流・漂着ゴミ問題に対する総合的取組、保護区の設定等新たな海洋環境や生態系管理手法の導入、河川等を通じた陸域からの土砂供給量の減少等による海岸侵食への対応を含む海岸保全対策等沿岸海域において深刻化している問題に個別具体的に対応するとともに、沿岸海域及び関連する陸域が一体となった、より実効性の高い管理のあり方について検討する必要がある。

このほか、我が国の大陸棚については、国連海洋法条約に基づき 200 海里を超えて設定しうる見通しがあることから、大陸棚の外縁が適切に設定されるよう取り組んでいく必要がある。また、排他的経済水域等における権益が損なわることのないよう、国連海洋法条約等の国際ルールに反する船舶等の活動を抑止し、外国船等が適切に活動することを促進するための対策について、制度面を含め検討し、適切な措置を講じていく必要がある。さらに、広大な我が国の管轄水域に点在する離島について、その海洋政策推進上の位置付けを明確化する等の管理強化を図るとともに、地域における創意工夫を生かした定住・雇用促進策等の振興等自主性を重んじた離島地域の発展を促進する必要がある。

6 海洋に関する国際的協調

我が国は、国土の周りに広大な管轄海域を有する海洋国家であり、航行の自由を始めとした海洋の秩序の今後の展開は、国益に大きな影響を与える。東シナ海等におい

ては排他的経済水域等について我が国と相対国との主張が重複する海域があり、資源開発等について問題が生じてきている。このような事態への対応や問題の根本的解決に向けて、一貫して国際法に則した平和的な解決を追求していく必要がある。また、我が国は、貿易立国であり、かつ、主要な漁業国で水産物の消費大国であるとともに、アジア地域における主要先進国であることから、我が国周辺海域のみならずアジア地域、そして広く全世界の海洋について、海上交通の自由と安全の確保、海洋水産資源の持続可能な利用の実現等の国際社会の関心事項について、関係国間の協力・連携の強化を推進するとともに、国際的な秩序の形成・発展及びその遵守の確保について先導的な役割を担うことが必要である。さらに、地球温暖化等の地球規模の課題への対応について、国際社会の連携強化を積極的に推進する必要がある。

また、我が国は、海洋秩序の形成・発展の観点から、海洋に関する紛争について、国際法を始めとする国際ルールによりその解決を図ることとし、国際司法機関等第三者機関の積極的な活用を重視するとの立場をとっている。このような考え方を、我が国のみならず、各国においても共有することを促すとともに、国際海洋法裁判所等の海洋分野における国際司法機関の活動を積極的に支援していくことが重要である。

我が国にとって、海洋の基本的秩序である航行の自由と安全の確保は重要である。特に、我が国への原油輸送を含め国際的な海上交通の要衝であるマラッカ・シンガポール海峡を含む海域が、海賊事件の多発海域である等治安上の問題が顕著であるとともに、海洋輸送船舶の密集地域であることから航行安全上の問題が存在する。これらは、沿岸国の主権を尊重しつつ、国際社会が協力して対応すべき問題である。このため、アジア海賊対策地域協力協定が海賊対策に関する先駆的な対応であることを踏まえ、同協定に基づく諸活動を積極的に支援する必要がある。また、海峡の航行安全確保について、沿岸国・利用国を含む関係国間の連携・協力を推進する必要がある。さらに、エネルギー安全保障上重要な放射性物質輸送の安全を確保するため、同輸送に懸念を有する諸国との信頼関係等を強化する必要がある。これらに加え、我が国は、国際海事機関における国際的なルール策定に主体的に参画するとともに、海上におけるテロ対策や大量破壊兵器等の海上輸送等への対応に関する国際約束を可能な限り早期に締結し、国際協力に積極的に参画していく必要がある。

多くの水産資源が低い水準にあるとの指摘がある中で、近年、漁業活動に新規参入する国が相次ぎ、我が国等伝統的漁業国と競合する状況が生じており、限りある主要水産資源の持続可能な利用を実現することは国際社会の喫緊の課題となっている。このため、我が国は、マグロ類資源を始めとする主要水産資源について設立された多国間の地域漁業管理機関を通じ、水産資源の持続可能な利用の実現について先導的役割を担うとともに、鯨類、マグロ類等の合理的利用を否定する動きについては、水産資源の持続可能な利用という基本的な考え方について国際社会の幅広い理解と支持を得るよう努めることが重要である。また、必要に応じ、国際的な水産資源管理の枠組みを設立し、水産資源の持続可能な利用を推進する必要がある。さらに、日中韓三国の排他的経済水域における水産資源の保存・管理を図るため、暫定水域等を含め、資

源の適切な管理に向けて連携・協力を強化する必要がある。

地球表面積の7割を占める海洋は、気候変動を始めとする地球環境の変化に大きく関連するため、地球温暖化等の問題の解決に向け、海洋の諸現象に関する原理を追求・解明していくことが必要である。主要先進国であり、海洋国家である我が国は、地球温暖化や気候変動について、防災・災害被害の軽減をも念頭に必要な調査研究を推進し、より正確な予測モデルの構築・検証や基礎科学の発展のための観測データの国際的な共有の実現を推進し、これらの課題に先導的役割を果たす必要がある。

また、地球温暖化に伴いより深刻化する高潮、津波等への有効な対策として、アジア・太平洋地域の地域的協力への支援、津波災害の危険が懸念される諸国への津波情報のリアルタイムでの提供、海外における津波、高潮災害の復興に対する支援等について積極的に取り組むべきである。

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策（骨子）

1 海洋資源の開発及び利用の推進

（1）水産資源の持続可能な利用

- ・科学的根拠に基づく水産資源の保存管理措置の充実と取締りの強化
- ・水産資源の適切な保存・管理に向けた、周辺国・地域との連携・協力の強化
- ・沿岸域における漁場環境の保全、沖合海域における漁場生産力の向上等の推進等

（2）海底エネルギー・鉱物資源の探査・開発等の推進

- ・石油・天然ガス資源についての、三次元物理探査船を活用した計画的・機動的な基礎物理探査、基礎試錐等の推進及び成果の民間事業者への提供
- ・メタンハイドレートについての、賦存状況把握のための調査、商業生産を目指した研究開発等の推進
- ・海底熱水鉱床についての、探査・資源量評価、探査技術の向上、採鉱・製錬技術の開発等の推進
- ・コバルト・リッチ・クラスト鉱床についての、探査・資源量評価、採鉱・製錬技術の開発等の推進 等

（3）その他の資源の開発等

- ・洋上風力発電技術、波力等の海洋自然エネルギー利用技術等の研究開発の促進等

2 海洋環境の保全等

（1）生物多様性の確保等のための取組

- ・海洋環境に関する情報の共有、海洋の生物多様性に関する情報収集の推進
- ・海洋保護区についての、我が国におけるあり方の明確化及び設定の推進
- ・関係法令に基づく各種保護区域等の充実等による浅海域における生物多様性の確保や環境浄化機能の確保、生態系の再生・回復の推進 等

(2) 環境負荷の低減のための取組

- ・陸域から海域に流入する負荷の総量の削減、海域ごとの特性に応じた目指すべき水環境の将来像の明確化及びこれを踏まえた更なる改善施策の展開
- ・漂流・漂着ゴミについての、国際的な対応も含めた発生源対策、地域の実情に応じた効率的・効果的な回収・処理方法の検討・普及、被害が著しい地域における処理対策への支援等の推進
- ・油流出等による海洋汚染に的確に対応するための沿岸海域に係る環境情報の整備等

(3) 海洋に係る継続的な調査・研究を通じた環境保全のための取組

- ・海上の大気中温室効果ガス濃度の観測、海洋による二酸化炭素の吸収メカニズムの解明に関する研究等気候変動に対する海洋の重要性を踏まえた海洋調査・研究の推進
- ・水質、底質、海洋生物等の監視及び調査の着実な実施 等

3 排他的経済水域等の開発等の推進

(1) 排他的経済水域等における開発等の円滑な推進

- ・国連海洋法条約に基づく大陸棚の外縁設定に向けた取組の推進
- ・排他的経済水域等における探査等に係る主権的権利等の執行体制の強化
- ・排他的経済水域等における外国船による科学調査及び資源探査への適切な措置
- ・排他的経済水域等における開発等に資する基礎的情報を収集するための調査の推進 等

(2) 海洋資源の計画的な開発等の推進

- ・「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」に基づく保存・管理の推進及び適宜適切な計画の見直し
- ・「海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針」を踏まえた増養殖の推進、漁業生産の企業化等の推進
- ・石油・天然ガス、メタンハイドレート、海底熱水鉱床等排他的経済水域等に賦存する海底エネルギー・鉱物資源の探査から開発に至る「開発計画」の策定及び計画に基づく施策の推進 等

4 海上輸送の確保

- ・外航海運における日本籍船の確保を促進するための競争条件整備についての幅広い検討
- ・外航海運における日本人船員確保に向けた環境整備についての幅広い検討
- ・船員養成課程の見直し、海運以外の海事関係業務に従事していた人材の商船船員として活用する方策等についての検討
- ・港湾コストの低減を目的とした高効率コンテナターミナルの整備、サービスの向上と保安体制の強化を目的とした港湾諸手続の電子化の推進等による港湾機能の向上 等

5 海洋の安全の確保

(1) 海洋の治安確保のための施策

- ・領海等の安全確保に必要な制度の早期整備
- ・海洋の安全確保に向けた関係機関の連携の強化、巡視艇等の更新、人員の確保等による対応能力の向上
- ・アジア海賊対策地域協力協定の下での協力、関係国との対応能力向上への支援 等

(2) 海上交通の安全確保のための施策

- ・船舶の輻輳する海域等における船舶自動識別装置を活用した新たな海上交通安全システムの構築
- ・船舶の安全基準の整備と遵守確保及び事業者による組織的な安全管理体制の整備の促進
- ・マラッカ・シンガポール海峡の航行安全対策についての国際協力の推進
- ・海難救助についての体制強化と周辺国との連携強化 等

(3) 津波・高潮等自然災害への対策

- ・津波等の予測精度向上等のための研究の推進、監視体制の整備及び迅速な情報伝達システムの整備
- ・海岸堤防等の施設整備の推進と施設の老朽化等への対策強化
- ・津波・高潮ハザードマップの作成支援や被災者・被災地への対応体制整備・強化の推進
- ・地球温暖化に伴う海面上昇等の可能性も踏まえた海岸保全施設整備のあり方の検討 等

6 海洋調査の推進

- ・海洋の総合的管理に必要な諸情報収集のための政府関係諸機関による海洋調査の一体的・効率的推進
- ・海洋調査船や観測機器の共同利用の促進と海洋調査計画に係る情報の共有化
- ・老朽化した海洋調査船の代替整備、海洋調査に必要な船舶・機器の能力の向上等の推進
- ・海洋産業や研究活動の活性化等を図るため、海洋に関する情報の一元的管理・提供体制の整備
- ・アルゴ計画等の国際研究プロジェクトへの参画、国際海洋データ・情報交換システム等による海洋情報交換の実施等海洋調査に関する国際的な枠組への積極的な貢献 等

7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

(1) 基礎研究の推進

- ・大学等の研究者の自由な発想による研究の一層の充実
- ・データベース化の促進、学協会の連携強化等による研究成果の共用化の推進 等

(2) 政策課題対応型研究開発の推進

- ・第3期科学技術基本計画分野別推進戦略において設定されている国家基幹技術、戦略重点科学技術の研究成果目標の着実な達成 等

(3) 海洋科学技術推進のための基盤整備

- ・最先端の研究成果を産み出すための最先端の性能等を有する船舶・設備等の研究基盤の計画的・効率的な整備の推進
- ・競争的資金全般における若手人材の積極的な申請の奨励等の推進による若手人材への自立性と活躍の機会の付与
- ・基礎研究の多様性と継続性の確保、異分野連携強化や知的財産教育の充実等産学官連携による海洋科学技術イノベーションシステムの構築 等

(4) 海洋科学技術推進体制の構築

- ・産業界、学界等から提案される府省の枠を超えた新たな海洋科学技術プロジェクト等の構想への対応体制の整備 等

8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

- ・漁船漁業や内航海運業における船舶の共有化、経営体のグループ化、省エネ・省人型船舶への転換等による経営体質の強化
- ・発光ダイオード集魚灯の開発・導入、省エネ化に資する新船型の開発、エネルギー消費効率に優れ環境にも配慮した舶用エンジンの開発等の推進
- ・船舶の燃料消費率や環境負荷に関する性能評価指標策定のための研究開発の推進
- ・天然ガスハイドレートを輸送する船舶の開発等新たな海運需要の創出に資する技術開発の推進
- ・労働条件の明確化、漁船における設備基準の強化等の労働環境の改善、造船業等における技術・技能の円滑な伝承のための研修等の推進等による人材の育成・確保
- ・海事産業クラスターの活用等による海洋関連分野における产学研官連携の促進
- ・海洋資源を活かした地域活性化の取組の推進
- ・海洋の利活用を促進するための海洋データ管理・提供体制の整備、海洋空間利活用の基盤技術開発の推進
- ・深海底微生物資源を巡る国際的な動向への的確な対応
- ・海洋産業の産業規模、従事者数等の現状及び動向に関する調査の実施 等

9 沿岸域の総合的管理

(1) 陸域と海域を総合的・一体的に取扱うべき課題への対応

- ・山地から河川、海岸まで一貫した、総合的な土砂管理の推進
- ・海域の汚濁負荷削減のための、下水道等の汚水処理施設の整備の推進
- ・閉鎖性海域における、下水道の高度処理の推進、生活排水、事業場排水、畜産排水等の点源負荷対策、市街地、農地等の面源負荷対策、海域のヘドロ除去、覆土による汚濁負荷の再生産防止対策等の環境改善対策等の総合的推進
- ・漁業者や地域住民等による藻場、干潟等の維持管理等の取組の支援
- ・漂流・漂着ゴミ問題解決に向けた陸域・海域一体となったゴミ投棄抑制の推進
- ・自然環境の保全、利便性、生活環境の向上に寄与する安全、環境、利用が調和した海岸保全施設整備の推進 等

(2) 沿岸域における利用調整

- ・沿岸域における地域の実態を踏まえた海面利用のルールづくりの推進、地域の沿岸域利用ルールに関する情報へのアクセスの改善、利用者に対する積極的な周

知・啓発の推進等適正な利用関係の構築に向けた取組の強化 等

(3) 沿岸域全体を一体的なものとして捉える視点に立った取組

- ・沿岸域の状況、沿岸域に関わる各要素の関連性などに関する調査、研究の推進
- ・地方公共団体を主体とする関係者による情報共有、連携強化体制づくりの推進等

10 離島の保全等

- ・無人島を含む離島の海洋政策推進上の位置付けの明確化及び保全・管理のあり方に関する方針の策定
- ・離島における密輸・密入国等に対する周辺海域の監視の強化と対応体制の充実
- ・離島における海岸保全の推進
- ・船舶航行の安全確保の拠点となる離島における船舶航行支援施設等の整備の推進
- ・固有の生態系を有する離島における環境保全措置
- ・離島地域の地理的・自然的特性を「価値ある地域差」として評価した上で地域の創意工夫の支援及び創意工夫を生かした定住・雇用促進策等の推進 等

11 國際的な連携の確保及び國際協力の推進

(1) 海洋の秩序形成・発展

- ・排他的経済水域等について我が国と相対国との主張が重複する海域について、国際的なルールに則った平和的解決の追求
- ・海洋法条約等の運用の議論、海洋に関する国際的なルールの策定等への積極的参画
- ・海洋に関する紛争解決についての、国際海洋法裁判所等の積極的な活用・支援 等

(2) 海洋に関する国際的連携

- ・テロ、大量破壊兵器等の海上輸送対策にかかる国際約束の早期締結
- ・北西太平洋地域海行動計画（N O W P A P）の下での、近隣諸国相互の連携の推進
- ・極東海域における水産資源の保存管理面での周辺諸国との連携強化 等

(3) 海洋資源、海洋調査・科学技術、海洋環境、海洋の安全等での国際協力

- ・水産資源の保存管理につき、地域漁業管理機関での対応、周辺諸国等との協力の強化
- ・全球地球観測システム10年実施計画に基づく、地球環境変動等の観測・監視への貢献
- ・アルゴ計画等の国際研究プロジェクトや国際海洋データ・情報交換の推進
- ・サンゴ礁等の保護のための、国際協力の下での、海洋環境調査研究の推進
- ・アジア海賊対策地域協力協定による活動、関係諸国の対応能力向上の支援
- ・マラッカ・シンガポール海峡における航行安全に関する協力の推進
- ・海外における津波、高潮災害の防止・復興への支援
- ・海難救助についての、近隣諸国との連携・協力の強化 等

12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

(1) 海洋に関する国民全体の関心を高めるための取組

- ・海洋に関して講じた様々な施策に関する情報についてのホームページや政府広報等による積極的な情報発信
- ・「海の日」「海の月間」等の関連行事の一体的な取組の推進 等

(2) 次世代を担う青少年を始めとする国民に対する海洋に関する正しい知識と理解を深めるための取組

- ・学習指導要領の見直し、海洋に関する自然体験活動の充実等による教育内容の充実
- ・漁村等における体験活動、エコツーリズム等の推進 等

(3) 将来の海洋立国を支える人材の育成確保のための取組

- ・大学等における一層のカリキュラムの充実等による将来を支える必要な知識及び能力を備えた優秀な人材の育成確保の推進 等

第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため に必要な事項（骨子）

- ・海洋施策の実施状況の把握と参与会議の意見等を踏まえた評価の実施
- ・海洋施策推進に当たっての国民、事業者、地方公共団体等の責務と相互の連携・協力
- ・海洋施策やその進捗状況等のインターネット等を通じた公表 等